



2020年5月27日

各 位

会 社 名 株式会社 セキド
 代 表 者 名 代表取締役社長 関戸 正実
 (コード：9878 東証第二部)
 問 合 せ 先 取締役執行役員管理部長 弓削 英昭
 (TEL. 03-6300-6335)

第三者割当により発行される第4回乃至第6回新株予約権(行使価額修正条項及び行使停止条項付)
 の発行及び新株予約権の第三者割当契約の締結に関するお知らせ

当社は、2020年5月27日付の取締役会決議において、EVO FUND(以下「割当予定先」といいます。)を割当予定先とする第4回乃至第6回新株予約権(以下それぞれを「第4回新株予約権」、「第5回新株予約権」及び「第6回新株予約権」といい、個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。また、本新株予約権の発行及び行使による資金調達を、以下「本スキーム」といいます。)の発行及び金融商品取引法による届出の効力発生を条件とした新株予約権の第三者割当契約(以下「本買取契約」といいます。)を割当予定先との間で締結することを決議しましたので、その概要につき以下のとおりお知らせいたします。

本資金調達は、①新型コロナウイルス感染症による経営環境悪化に備えるための運転資金、②基幹システムのリプレイス及び美容事業の事業部化への対応、③EC 本店サイトの改修費用及び④美容事業拡大に伴う事業資金の調達が目的であります。

1. 募集の概要

＜本新株予約権発行の概要＞

(1) 割 当 日	2020年6月12日
(2) 新株予約権の総数	2,370,000個 第4回新株予約権：790,000個 第5回新株予約権：790,000個 第6回新株予約権：790,000個
(3) 発 行 価 額	総額 3,136,300円 第4回新株予約権1個当たり 1.395円 第5回新株予約権1個当たり 1.346円 第6回新株予約権1個当たり 1.229円
(4) 当該発行による潜在株式数	2,370,000株(新株予約権1個につき1株)
(5) 資金調達の額	915,696,300円(注)
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額 388円 本新株予約権の行使価額は、2020年6月15日に初回の修正がされ、以後1価格算定日(以下に定義する。)が経過する毎に修正される。価格算定日とは、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)において売買立会が行われる日(以下「取引日」という。)をいう。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日(当日を含む。)の翌取引日(以下「修正日」という。)における当社普通株式の普通取引の終値に対して90%を掛けた金額の1円未満の端数を切り上げた額(以下「基準行使価

	額」という。)(但し、当該金額が下記3.(1)①記載の下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。 また、いずれかの価格算定日に本新株予約権の発行要項第11項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整される。
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をEVO FUNDに割り当てる。
(8) その他	当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく有価証券届出書による届出の効力発生後に、①当社は、割当予定先が本新株予約権を行使することができない期間を指定することができること、②割当予定先が本新株予約権を譲渡する場合には、当社取締役会の決議による承認を要すること等を規定する本買取契約を締結する。 また、③第5回新株予約権の行使については2021年6月15日以降、第6回新株予約権の行使については2022年6月15日以降に行使が可能となる(但し、第5回新株予約権及び第6回新株予約権のいずれも、当社の指示(以下「行使前倒し指示」という。)により前倒しての行使が可能となる)旨を本買取契約にて規定する。

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(当初行使価額にて算定)を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の調達資金は本新株予約権の行使時における市場環境により変化する可能性があります。

2. 募集の目的及び理由

わが国の経済は、2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による甚大な影響を受け、先の見えない状況となっております。

当業界におきましては、2019年10月の消費増税の影響が年末商戦の需要期にも残ったほか、働き方改革による雇用・所得環境の変化などもあり、個人消費は力強さに欠ける状況で推移いたしました。そのような状況の中、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が出来し、これまで経験したことのない非常事態に陥っております。

このような環境下、当社は、2019年3月期よりスタートし、2019年8月に見直しを行った中期経営計画に取り組み、業績の改善に努めてまいりました。既存事業である店舗販売事業については、2019年1月にリリースしたスマホアプリを活用しながら、利益率改善プランを立て、店舗営業を進め、リユース品の店舗販売を縮小し、新品商品の買替を促進するリユース品の下取りに注力し、実店舗販売事業の業績改善に取り組みました。消費増税までは業績は順調に推移したものの、その反動が長引いたことや、2020年2月、3月は新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う客数が減少したことなども響き、2020年3月期の売上高は5,179百万円(計画比22.0%減、前年同期比16.9%減)となりました。なお、店舗販売事業のうち、成長領域である催事部門の売上高は206百万円(前年同期比80.5%増)と健闘いたしました。また、2020年3月19日付「特別損失の計上及び2020年3月期通期業績予想の修正に関するお知らせ」でお知らせしたとおり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応策として商品在庫の早期消化に向けて200百万円程度の評価の切下げを行ったことにより、粗利率の実績は22.7%(計画比2.3%減、前年同期比1.7%減)となっております。

成長事業であるEC事業(インターネット販売事業)については、各モールの強化(特にAmazonでの販売強化)、自社サイトの広告開始とサイト強化、売上増のための体制強化に取り組んでまいりましたが、主要サイトのAmazonで期初から2019年7月中旬まで約3か月半に亘りアカウントの停止が続いたこと、消費増税の反動が長引いたことなどで売上高は821百万円(計画比28.1%減、前年同期比18.0%減)となりました。

新規事業である外国人労働者紹介・派遣事業の立上げについては、2019年10月に監督官庁より有料職業紹介事業及び労働者派遣事業に係る許認可を取得後、中国で教育事業や留学、就職支援事業を営む新幹線教育グループ（新幹線教育集団）との合弁会社設立契約を2019年12月に締結し、外国人労働者紹介・派遣事業の本格的な事業化に向けた準備を進めてまいりました。なお、2020年1月より新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大が発生した影響で、合弁会社について2020年5月22日に設立登記申請を行っております。

また、新規事業として、前事業年度より、日本のマスクパック市場でも人気の高い『MEDIHEAL』ブランドを展開する韓国のL&P Cosmetic CO., Ltd.（本店所在地：Gomghanddaero516, Duengchondong Gangseo-gu, Seoul、代表者 Kwon Oh Sub）の関係会社である株式会社L&K（本店所在地：東京都新宿区大久保2-1-8新大樹ビル4F、代表者：權容守）との業務提携を行い、美容事業の拡大に取り組むことといたしました。実質、第3四半期会計期間途中からの取り組みでしたが、売上高は318百万円となりました。

これらの結果、2020年3月期の全社の売上高は6,620百万円（前年同期比11.9%減）、営業損失は379百万円（前年同期は107百万円の営業損失）、経常損失は410百万円（前年同期は147百万円の経常損失）、減損損失を139百万円、店舗閉鎖損失引当金繰入額を10百万円計上したことなどにより、当期純損失は578百万円（前年同期は186百万円の当期純損失）となりました。

財政状態につきましては、2020年3月期末の資産につきましては、総資産は2,899百万円となり、前事業年度末に比べ276百万円減少いたしました。これは主に、新型コロナウイルス感染拡大への対応策として、商品在庫の早期消化に向けて200百万円程度の評価の切下げを行ったほか、店舗戦略の見直しを行い、今後、採算の悪化が見込まれる店舗については、撤退を早めることとし、固定資産の減損損失を計上したことなどにより、商品在庫が544百万円、有形固定資産が46百万円減少したこと、2月以降の感染拡大の影響による売上減少で売掛金が52百万円、入居するショッピングセンターへの預け金が61百万円減少したこと、現金及び預金が443百万円増加したことなどによるものであります。

2020年3月期末の負債につきましては、負債合計は2,642百万円となり、前事業年度末に比べ270百万円増加いたしました。これは主に、美容事業の事業拡大に向けた戦略費等の預り金が137百万円増加したほか、決算日が金融機関の休業日にあたったことなどで、仕入債務が53百万円増加したこと、売上代金の前受金が40百万円増加したこと、有利子負債の圧縮により長短借入金合計が25百万円減少したことなどによるものであります。

2020年3月期末の純資産につきましては、純資産合計は257百万円となり、前事業年度末に比べ547百万円減少いたしました。これは主に当期純損失578百万円の計上によるものであります。

これらの結果、自己資本比率は8.9%（前事業年度末は25.3%）となりましたので、純資産の補強が急務であると認識しております。

なお、現在、当社は、東京証券取引所市場第二部の上場廃止基準（時価総額基準）に抵触しておりますが、2020年4月30日付で開示した「事業の現状、今後の展開等について」に記載したとおり、2021年6月末日までのいずれかの月において、月間平均時価総額及び月末時価総額が10億円以上になった時は、同上場廃止基準に該当しないこととなります。当社は、同日に開示した「中期経営計画の見直しに関するお知らせ」の推進により、業績の向上を図り、市場の信頼を回復するとともに、割当予定先による本新株予約権の行使により当社の財務体質を改善し、時価総額を上げることで、今後も東京証券取引市場第二部上場を維持するよう努めてまいります。

また、当社は、2019年3月期において△107百万円、2020年3月期において△379百万円の営業損失を計上したことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。この経緯は次のとおりです。

当社は、2018年3月期以前から、不採算店舗の早期撤退を優先し、商品在庫を圧縮することで業績の改善を進めてまいりました。その結果、2018年3月期に黒字転換を果たすことができ、2019年3月期より「中期経営計画」を策定し、事業を維持、継続させるための成長戦略に取り組んでまいりました。初年度である2019年3月期は、新規出店に着手するとともに、販促戦略の柱となる「GINZA LoveLove アプリ」をスタートさせる一方で、先行させてきた店舗閉鎖の影響に鑑み、当面は、在庫水準に見合う商品マーチャндаイジングの最適化に取り組みましたが、夏場の天候要因や店舗閉鎖の影響などから営業損失を計上したことが重なり、営業損失を計上いたしました。2020年3月期については、消費税増税までは順調に推移したものの、その反動

が最需要期である年末・年始商戦まで長引いたこと、また、2020年2月、3月は新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う客数減などによる売上高の減少に加え、その対応策として商品在庫の早期消化に向けた200百万円程度の評価の切下げを行ったことなどにより営業損失を計上いたしました。今後は、中期経営計画の施策に取り組み、業績の改善と併せて商品マーチャンダイジングの最適化を推し進めることで、営業利益及び営業キャッシュ・フローの改善を図ってまいります。

また、財務面では、本新株予約権の行使による純資産の補強と資金繰りの安定化により、お取引各行の支援体制を維持していけるものと判断しております。

上記の状況から、当事業年度においては、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

以上の状況を踏まえ、当社は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応に万全を尽くすとともに、2020年4月30日付「中期経営計画の見直しに関するお知らせ」で開示した、2021年3月期を初年度とする「中期経営計画」に取り組み、「ファッション事業」、「美容事業」、「人材事業」を「収益の三本柱」に業績の改善と企業価値の向上に取り組んでおり、その過程の中で新たな資金需要が生じたこと、また、2011年より稼働しております現行の基幹システムについて、既存店舗販売事業の安定運営、新規美容事業の事業部化への対応も含めたりプレイスが必要なこと、さらには、成長事業であるEC事業の収益増大につなげていくため、ご利用いただくお客様によりご評価いただけるコンテンツやスマートフォン用の当社独自のアプリと連携するための改修とこれらに付随するアプリの作成が必要なことから、本資金調達を実施するものであります。

なお、本新株予約権の割当が行われ、本新株予約権が全て行使された場合、割当予定先が有する議決権の数は、当該時点における当社の総株主の議決権の58.05%を占めることから、割当予定先は会社法244条の2第1項に定める特定引受人に該当します。この点、当社監査役3名全員（うち、社外監査役3名）から、本新株予約権割当の目的、発行条件及び発行数量等は、2,370,000株であることから、割当予定先への本新株予約権の割当は適法かつ相当であるとの意見が示されています。

3. 資金調達方法の概要及び選択理由

(1) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社が割当予定先に対し本新株予約権を割り当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっております。

当社は、本新株予約権について、割当予定先との間で、本新株予約権の募集に係る有価証券届出書の効力発生後に、下記の内容を含む本買取契約を締結する予定です。

① 行使価額の修正

本新株予約権の行使価額は、2020年6月15日に初回の修正がされ、以後1価格算定日が経過する毎に修正されます。この場合、行使価額は、各修正日に、基準行使価額に修正されます。基準行使価額の算出に際しましては、割当予定先との議論を行った上で、ディスカウント率を10%として計算することとしました。但し、当該金額が下限行使価額(以下に定義します。)を下回る場合には、下限行使価額が修正後の行使価額となります。本新株予約権の下限行使価額は、216円(発行決議日前取引日終値の50%)とします。下限行使価額の水準については、可能な限り行使の蓋然性を高めることを前提として、割当予定先と当社間で議論の上決定したものであります。

② 停止指定条項

当社は、割当予定先に対して、割当予定先が本新株予約権の一部又は全部を行使することができない期間(以下「停止指定期間」といいます。)を指定(以下「停止指定」といいます。)することができます。停止指定期間は、2020年6月15日から2025年6月15日までの期間中のいずれかの期間とし、当社が割当予定先に対して停止指定を通知した日の翌々取引日から(当日を含みます。)当社が指定する日まで(当日を含みます。)とします。また、当社は、停止指定を行った場合、いつでもこれを取り消すことができます。停止指定を行う場合ですが、新型コロナウイルス感染症の終息状況による業績の改善や間接金融からの資金調達ができた場合など資金需要の状況によって資金調達の必要性がなくなったときなどを想定しております。

当社は、停止指定を行った場合又は停止指定を取り消した場合には、その旨をプレスリリースにて開示

いたします。

③ 当社による第5回新株予約権及び第6回新株予約権の前倒し指示

当社は、株価状況や資金需要状況によって、第5回新株予約権及び第6回新株予約権を前倒しして行使することが合理的であると当社が判断した場合には、割当予定先に対し、それぞれ第5回新株予約権及び第6回新株予約権の一部又は全部の行使の前倒し指示をすることができます。前倒し指示を行う場合ですが、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、想定よりも資金調達の必要性が高まったときなどを想定しております。かかる場合、必要な資金額に鑑み、当社は必要な数量の前倒し指示を行うことを想定しています。

当社は、前倒し指示を行った場合には、その旨をプレスリリースにて開示いたします。

④ 第5回新株予約権及び第6回新株予約権の取得条項

当社は、当社の裁量により、2週間以上前に割当予定先に通知することによって、第5回新株予約権及び第6回新株予約権の残存する一部又は全部を各新株予約権の発行価額で取得することができます。なお、第4回新株予約権に関しては、当社と割当予定先との合意により、第4回新株予約権の残存する一部又は全部を第4回新株予約権の発行価額で取得することができます。

(2) 資金調達方法の選択理由

当社は、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載した資金使途の目的に適う資金調達の方法を検討していたところ、割当予定先から本新株予約権の発行による資金調達手法である本スキームの提案を受けました。同社より提案を受けた本スキームは、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ資金調達をすることができるため、当社のニーズに合致していると考えており、当社の今後の成長にとって最善であると判断しております。また、当社は、下記「(3)本スキームの特徴」に記載の本スキームのメリット及びデメリット並びに「(4)他の資金調達方法」に記載の他の資金調達方法について検討し、これらの検討結果として、総合的な判断により本スキームを採用することを決定しました。

(3) 本スキームの特徴

本スキームには、以下のようなメリット及びデメリットがあります。

[メリット]

① 今後の資金調達プランの見通し

通常、新株予約権は近い将来に必要となる資金調達のみを実施しますが、本スキームにおいては、今後5年間に渡る資金調達プランが定められており、当社及び投資家にとって将来の資金調達見通しが立てやすくなります。

② 資本政策の柔軟性

第5回新株予約権及び第6回新株予約権には取得条項が付されているため、本新株予約権による資金調達の必要性がなくなった場合や今後の当社の状況の変化によって異なる資金調達手法を選択することが適切となった場合など、当社や市場の将来の状況の変化を考慮しながら、当社の裁量により、本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことで、各新株予約権を取得・消却することが可能であり、必要に応じてかかる取得条項を活用することで将来的に既存株主の皆さまへの希薄化の影響を抑えることが可能です。

③ 資金調達コストの削減

行使の期間を異にする3種類の新株予約権の発行を一度に行うことで、複数回の決議・発行の手続を経るよりも、調達に係るコストを削減することが可能となります。

④ 最大交付株式数の限定

本新株予約権の目的である当社普通株式数は合計2,370,000株で固定されており、株価動向にかかわらず、最大交付株式数が限定されております。そのため、希薄化率が当初予定より増加することはありません。

⑤ 株価上昇時の調達額増額

株価に連動して行使価額が修正されるため、株価が上昇した場合に資金調達額が増額されます。

⑥ 株価上昇時の行使促進効果

本新株予約権の行使により発行を予定している2,370,000株について、行使期間中に株価が大きく上昇する場合、割当予定先が投資家として早期にキャピタル・ゲインを実現すべく、行使期間の満了を待たずに速やかに行使を行う可能性があり、結果として迅速な資金調達の実施が期待されます。また、当社は、第5回新株予約権及び第6回新株予約権を前倒しして行使することが合理的であると当社が判断した場合には、割当予定先に対し、行使の前倒し指示をすることができ、これによっても迅速な資金調達の実施が期待されます。

⑦ 行使時期の分散

本スキームにて同時に発行される3回号の新株予約権の、それぞれの行使が想定される期間は重なっていないため、一時期に発生する希薄化は限定的となります。

[デメリット]

① 当初に満額の資金調達はできない

新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使の対象となる株式数を乗じた金額の資金調達がなされます。そのため、本新株予約権の発行当初に満額の資金調達が行われるわけではありません。

② 株価低迷時に、資金調達額が減少する可能性

本新株予約権の行使期間中、株価が長期的に発行当初の株価を下回り推移する状況では、当初株価に基づき想定される金額を下回る資金調達となる可能性があります。

③ 割当予定先が当社普通株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

割当予定先の当社普通株式に対する保有方針は短期保有目的であることから、割当予定先が本新株予約権を行使して取得した株式を市場で売却する可能性があります。現在の当社普通株式の流動性にも鑑みると、割当予定先による当社普通株式の売却により当社株価が下落する可能性があります。

④ 不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当予定先のための契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募ることによるメリットは享受できません。

(4) 他の資金調達方法

① 新株式発行による増資

(a) 公募増資

公募増資による新株発行は、資金調達が一度に可能となるものの、同時に将来の1株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。そのため、資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

(b) 株主割当増資

株主割当増資では希薄化懸念は払拭されますが、近年において実施された事例が乏しく、割当予定先である既存投資家の参加率が非常に不透明であることから、本スキームと比べて必要資金を調達できない可能性が高く、また、参加率を上げるために払込金額を低く設定した場合には株価に大きな悪影響を与える可能性も否定できないことから、資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

(c) 新株式の第三者割当増資

新株式の第三者割当増資は、資金調達が一度に可能となるものの、同時に将来の1株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。また、現時点では適当な割当先が存在しません。そのため、資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

② 行使価額が固定された転換社債(CB)

通常、CBの転換は割当先の裁量により決定されるため、資本増強の蓋然性・タイミングが不透明であり、また当社は希薄化の時期・程度をコントロールできませんが、本スキームでは、当社と割当予定先との間で締結予定の本買取契約において、当社は行使停止期間を定めることができると規定されて

いるため、今回の資金調達方法として本スキームと比較した場合に、CBよりも本スキームが適当であると判断いたしました。

③ MSCB

株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債(いわゆるMSCB)の発行条件及び行使条件は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きく、本スキームの方が希薄化による株主への影響が少ないと考えております。

④ 行使価額が固定された新株予約権

行使価額が修正されない新株予約権は、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となるため、資金調達の確実性は本スキームと比較して低いと考えられます。また、当社の株価のボラティリティを考えると、現時点において適切な行使価額を設定することは難しいと考えております。その為、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

⑤ 新株予約権無償割当による増資(ライツ・イシュー)

株主全員に新株予約権を無償で割り当てることによる増資、いわゆるライツ・イシューには当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が少なく、ノンコミットメント型のライツ・イシューについては、当社は最近2年間において経常赤字を計上しており、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程に規定される上場基準を満たさないため、実施することができません。

⑥ 借入・社債による資金調達

金融機関からの借入・社債による資金調達については、利払い負担や返済負担が生じるとともに、当社の財務健全性が低下しているため、実施が困難な状況です。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額(差引手取概算額)

払込金額の総額	922,696,300円
本新株予約権の払込金額の総額	3,136,300円
本新株予約権の行使に際して出資される財産の総額	919,560,000円
発行諸費用の概算額	7,000,000円
差引手取概算額	915,696,300円

(注) 1. 上記払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額(第4回新株予約権1,102,050円、第5回新株予約権1,063,340円、第6回新株予約権970,910円、合計3,136,300円)に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(第4回新株予約権306,520,000円、第5回新株予約権306,520,000円、第6回新株予約権306,520,000円、合計919,560,000円)を合算した金額であります。

2. 本株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額は、全ての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額を合算した金額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額を合算した金額は減少する可能性があります。

3. 発行諸費用の概算額の内訳は、本新株予約権の発行に関する弁護士費用、評価算定費用等の合計額であります。

4. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

(2) 調達する資金の具体的な使途

本新株予約権により調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
① 新型コロナウイルス感染症による経営環境悪化に備えるための運転資金	525	2020年6月～2023年5月
② 基幹システムのリプレイス及び美容事業の事業部化への対応	50	2021年6月～2021年10月
③ EC本店サイトの改修費用	20	2021年6月～2021年10月
④ 美容事業拡大に伴う事業資金	320	2020年6月～2025年6月
合計	915	

- (注) 1. 調達資金を実際に支出するまで、当該資金は銀行預金で保管する予定です。
2. 新株予約権の行使による払込みは、原則として新株予約権者の判断によるため、新株予約権の行使により調達する差引手取概算額は、新株予約権の行使状況により決定されます。このため、新株予約権の行使により調達する差引手取概算額に変更があり得ることから、上記の調達資金の充当内容は、実際の差引手取額に応じて、各資金使途への充当金額を適宜変更する場合があります。
3. 調達資金は現状、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の終息が見えない中、最も重要なことは会社を継続することです。したがって、①への充当を最優先し、感染拡大の終息に時間がかかるようであれば、他の資金使途への充当を見合わせる可能性があります。次いで、②基幹システムのリプレイスへの充当を行います。④の美容事業拡大に伴う事業資金は、①、②への充当状況を勘案しながら充当していく方針であります。なお、③EC本店サイトの改修については、改修の実施により、EC事業の売上及び売上総利益率の増加を期待できることから、②基幹システムのリプレイスと併行して進める方が投資資金回収の早期化につながる可能性があるものの、新型コロナウイルス感染症の終息が見えない中での改修となる場合は、実施を見合わせる方針であります。

資金使途の詳細は、以下のとおりです。

① 新型コロナウイルス感染症による経営環境悪化に備えるための運転資金

過去に経験したことのない新型コロナウイルス感染症の世界規模の感染拡大は、予測の及ばない影響を社会に投じております。その終息が見えない現在において、最優先されることは、事業活動を継続させることでもあります。

政府より緊急事態宣言が発出された後、一時は、14店舗中8店舗が休業を余儀なくされ、営業可能な6店舗についても営業時間の短縮措置をとったことなどで、2021年3月期スタートの2カ月間は、売上が前年同期比で50%以上減少する見込みであります。ソーシャルディスタンスの確保をはじめ生活様式の変革が求められる中、当面の売上減少は致し方のないところですが、その先の消費動向は不透明な状況です。そのような状況下にあっても、企業を存続させ、来るべき感染拡大収束の日に備え、お客さまをお迎えする態勢を整えること、つまり、必要な仕入は行い、店舗においては接客が可能な人員体制を確保することが最低限必要であります。支出の優先順位を見極め、支出を抑制しつつ、本新株予約権の行使による資金を運転資金に充当することで、事業活動を継続させることができる、より強固な財務体質の企業を作ります。

なお、上記に記載の金額は、当社株式の2020年5月26日の終値に基づいて試算した金額であります。実際の調達金額は行使時の株価水準により増減すること、また、新型コロナウイルス感染症が今後、どのように終息に向かうのか、或いは、終息後の経営環境がどのように変化するかが不透明である以上、運転資金への充当が必要な金額も増減することを念頭に、本新株予約権のスキームを

最大限に活用して、企業の存続、発展に努めてまいります。

② 基幹システムのリプレース及び美容事業の事業部化への対応

2011年より稼働しております現行の基幹システムですが、この間、経営環境の大きな変化や事業のリストラクチャリングの実施により、抜本的なリプレースが必要な時期となってまいりました。セキュリティの問題は勿論、顧客の国籍、消費行動や決済システムの多様化については、部分的なカスタマイズや運用でカバーしてまいりましたが、コスト面や効率面を見てもパフォーマンスの低下を招いております。そこで、本稼働を2021年6月と定め、コストパフォーマンスを重視した基幹システムの構築に着手いたしました。既存店舗販売事業の安定運営、新規美容事業の事業部化への対応も含めたシステムを実現するために調達資金を充当いたします。

③ EC本店サイトの改修費用

当社ではインターネットショップを運営しております。Amazon、楽天、ヤフーなどの外部モールへの出店もしておりますが、当社が独自に運営する自社サイトもございます。自社サイトでは、独自の販売促進策が提供できることや当社の実店舗への誘導ができること等、様々な営業施策を講じることができます。それらの施策により自社サイトでの転換率(アクセス数に対する商品の売れる割合)は伸長傾向にあります。また当社のインターネットショップは当社の全実店舗との在庫の共用により充実の品揃えとクイックデリバリーが可能となっており、当社の主力事業の一つに成長してまいりました。これをさらなる収益増大につなげていくためにはご利用いただくお客様によりご評価いただけるコンテンツやスマートフォン用の当社独自のアプリと連携するための改修、これらに付随するアプリの作成が必要なため、当該改修等の費用に調達資金を充当いたします。

④ 美容事業拡大に伴う事業資金

今後、当社で『収益の三本柱』の一翼を担う美容事業の運転資金に充当いたします。美容業界は、韓国が質、量ともに一歩リードしております。当社は、2020年3月期、韓国のL&P Cosmetic CO., Ltd. の関係会社である株式会社L&Kとの業務提携を機に、美容事業の育成と強化に舵を切っております。日本国内の輸入代理店として早急に事業を軌道に乗せてまいりますが、当面の間、仕入決済のサイトと卸売先からの回収サイトの調整が必要であり、業績の拡大に伴い、運転資金が必要となります。運転資金の不足が業績拡大の足枷とならないためにも、調達資金を充当する価値は高いと判断しております。また、今後、美容事業を拡大する過程で人材の投入やブランディング戦略を展開していくための先行投資が必要と考えており、そのための資金需要へも充当してまいります。

なお、現在、当社は、東京証券取引所市場第二部の上場廃止基準(時価総額基準)に抵触しておりますが、2020年4月30日付で開示した「事業の現状、今後の展開等について」に記載したとおり、2021年6月末日までのいずれかの月において、月間平均時価総額及び月末時価総額が10億円以上になった時は、同上場廃止基準に該当しないこととなります。当社は、同日に開示した「中期経営計画の見直しに関するお知らせ」の推進により、業績の向上を図り、市場の信頼を回復するとともに、割当予定先による本新株予約権の行使により当社の財務体質を改善し、時価総額を上げることで、今後も東京証券取引所市場第二部上場を維持するよう努めてまいります。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、本資金調達により調達する資金を、過去に経験したことのない新型コロナウイルス感染症の感染拡大を主因として減少した運転資金に充当するとともに、この厳しい状況下にあっても、業績伸長が見込める美容事業のための事業資金に充当することで、業績の改善と財務体質の健全化を図る方針であり、かかる資金使途は合理的であると判断しております。したがって、本資金調達は、中長期的な企業価値の向上により既存株主の皆様をはじめとするステークホルダー各位の利益に資する合理性があるものと考えております。

6. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関(株式会社赤坂国際会計、代表者：黒崎知岳、住所：東京都港区元赤坂1丁目1番8号)に依頼しました。当該第

三者算定機関と当社及び割当予定先との間には、重要な利害関係はありません。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定に当たって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本買取契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、当該算定機関は、当社の株価、ボラティリティ、予定配当額、無リスク利子率、割当予定先の権利行使行動等について一定の前提を想定して評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、割当予定先との間での協議を経て、発行決議日時点における第4回新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額の1,395円、第5回新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額の1,346円、第6回新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額の1,229円としました。

本新株予約権の発行価額及び行使価額の決定に当たっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額と同額で、割当予定先との間での協議を経て決定されているため、本新株予約権の発行価額は、いずれも有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。また、当初行使価額及び行使価額の修正におけるディスカウント率10%は、割当予定先の投資家としての立場を踏まえ、協議の結果、最終的に当社が決定したものでありますが、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」において第三者割当による株式の発行に際して払込金額が取締役会決議の直前日の価額に0.9を乗じた額以上の価額であることが要請されている点とも整合的であり、かつ当該条件は本新株予約権の発行価額に織り込まれていることから、本新株予約権の発行価額は特に有利な金額には該当しないものと判断いたしました。

なお、当社監査役3名全員（うち、社外監査役3名）から、本新株予約権の発行要項の内容及び当該算定機関の算定結果を踏まえ、下記事項について確認し、本新株予約権の発行条件が割当予定先に特に有利ではなく適法である旨の意見表明を受けております。

- ・ 株式会社赤坂国際会計は新株予約権評価に関する知識・経験を有し当社経営陣及び割当予定先から独立していると考えられること
- ・ 払込金額の算定に当たり、株式会社赤坂国際会計は公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、当社普通株式の株価及びボラティリティ、権利行使期間等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、評価額は合理的な公正価格と考えられること
- ・ 払込金額が当該評価額と同等であること

(2)発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数2,370,000株（議決権数23,700個）は、2020年3月20日現在の当社発行済株式総数1,720,428株及び議決権数17,129個を分母とする希薄化率としては137.8%（議決権ベースの希薄化率は138.4%）に相当します。そのため、本新株予約権の発行により、当社普通株式に相当の希薄化が生じることになります。

しかしながら、本新株予約権は3回に分けて行使される予定であり、各新株予約権当たりの発行数は、それぞれ790,000株（希薄化率は45.9%）となる予定です。また、本資金調達により今後5年間の資金調達を確立し、その資金を一定額の運転資金等に充当することにより、安定的な事業基盤の確立と中長期的な企業価値向上を図る方針であり、中長期的には企業価値の向上を通じて既存株主の皆さまの利益に資するものと判断しております。また、当社普通株式の過去6か月における1日当たり平均出来高は35,587株であり、各本新株予約権を行使可能期間において円滑に市場で売却できるだけの十分な流動性を有しております。加えて、当社の今後数年間の事業運営を行う上で必要となる資金を相当程度高い蓋然性をもって調達できることが可能となるとともに、本新株予約権による資金調達の必要性がなくなった場合や今後の当社の状況の変化によって異なる資金調達手法を選択することが適切となった場合など、当社や市場の将来の状況の変化を考慮しながら、当社

の裁量により、本新株予約権の行使停止、第5回新株予約権及び第6回新株予約権の取得・消却が可能であり、必要に応じてかかる取得条項を活用することで将来的に既存株主の皆さまへの希薄化の影響を抑えることも可能です。さらに、本新株予約権の第三者割当(以下「本第三者割当」といいます。)により、希薄化率が25%以上となることから、取引所の定める有価証券上場規程第432条に基づき、第三者委員会を設置いたしました。同委員会は本第三者割当の必要性及び相当性につき検討し、「10. 企業行動規範上の手続きに関する事項」に記載のとおり、本第三者割当の必要性及び相当性が認められるとの意見を表明いたしました。したがって、本新株予約権による資金調達に係る当社普通株式の希薄化の規模は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、株主価値向上の観点からも合理的であると判断しております。

7. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

① 名 称	EVO FUND (エボ ファンド)	
② 所 在 地	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands	
③ 設 立 根 拠 等	ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社	
④ 組 成 目 的	投資目的	
⑤ 組 成 日	2006年12月	
⑥ 出 資 の 総 額	払込資本金：1米ドル 純資産：約37.6百万米ドル	
⑦ 出 資 者 ・ 出 資 比 率 ・ 出 資 者 の 概 要	払込資本金：マイケル・ラーチ 約50% EVOLUTION JAPAN 株式会社 約50% (上記合計は100%であり、EVOLUTION JAPAN 株式会社の最終受益者はマイケル・ラーチ100%です。) 純資産：自己資本 100%	
⑧ 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役 マイケル・ラーチ 代表取締役 リチャード・チゾム	
⑨ 国内代理人の概要	EVOLUTION JAPAN 証券株式会社 東京都千代田区紀尾井町4番1号 代表取締役社長 ショーン・ローソン	
⑩ 上 場 会 社 と 当 該 フ ァ ン ド と の 間 の 関 係	当社と当該ファンドとの間の関係	第2回新株予約権及び第3回新株予約権の割当先ですが、当該ファンドが保有している当社株式の数は0株となっております。また、当社は当該ファンドに出資していません。
	当社と当該ファンド代表者との間の関係	該当事項はありません。
	当社と国内代理人との間の関係	該当事項はありません。

(注) 割当予定先の概要の欄は、2020年3月31日現在におけるものです。

※当社は、EVOLUTION JAPAN 証券株式会社により紹介された割当予定先並びに直接及び間接の持分を合算してその100%を出資しており、かつ役員であるマイケル・ラーチ氏、及び割当予定先の役員であるリチャード・チゾム氏について、反社会的勢力等と何らかの関係を有していないか、過去の新聞記事やWEB等のメディア掲載情報を検索することにより、割当予定先が反社会的勢力でない旨を確認いたしました。また、割当予定先からは、反社会的勢力との間において一切関係ない旨の誓約書の提出を受けております。

さらに慎重を期すため、企業調査、信用調査を始めとする各種調査を専門とする第三者調査機関である株式会社東京エス・アール・シー(住所 東京都渋谷区東4丁目7番7号フラットチクマ 201 代表取締役社長 中村 勝彦)に割当予定先並びに直接及び間接の持分を合算してその 100%を出資しており、かつ役員であるマイケル・ラーチ氏、及び割当予定先の役員であるリチャード・チゾム氏について調査を依頼しました。そして、同社の保有するデータベースとの照合等による調査を行った結果、現時点において、当該割当予定先、その出資者及び役員に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。

以上から総合的に判断し、当社は割当予定先、その出資者及び役員については、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力と関わりがないことの確認書を取引所に提出しております。

(2)割当予定先を選定した理由

当社は、上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載した各資金使途に充当するための機動的かつ蓋然性の高い資金調達手法について、検討してまいりました。そのような状況の中、過去にEVO FUNDを割当先として第2回新株予約権及び第3回新株予約権を発行し、スムーズに行き完了したことから、2020年3月に、EVOLUTION JAPAN証券株式会社(東京都千代田区紀尾井町4番1号 代表取締役 ショーン・ローソン)に資金調達に関して当社代表取締役関戸正実が同社の上村啓之専務執行役員に相談した結果、本資金調達に関する提案を受けました。当該提案を当社内にて協議・検討した結果、本スキームが、当社の今後数年間の事業運営を行う上で必要となる資金を相当程度高い蓋然性をもって調達できることが可能となるとともに、行使価額が適時に修正される仕組みになっていることから本新株予約権の行使による交付される当社普通株式の株式市場等における円滑な売却が期待されるとともに、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ追加的な資金調達ができる点において、当社のファイナンスニーズに合致していると判断しました。また、割当予定先であるEVO FUNDについても当社内にて協議・検討しましたが、上述のとおりの実績を有すること等から、割当予定先として適当であると判断しました。本スキーム及び割当予定先の選定に当たっては、当社取締役会の全会一致をもって決議しております。その結果、本スキームの採用及びEVO FUNDを割当予定先とすることを決定いたしました。

割当予定先は、上場株式への投資を目的として2006年12月に設立されたファンド(ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社)であります。これまでの投資実績として、複数の第三者割当の方法による新株予約権増資案件において、本新株予約権と同様の手法を用いて、割り当てられた新株予約権の全てを行使し、当社を含めた発行会社の資金調達に寄与した実績があります。

割当予定先の関連会社であるEVOLUTION JAPAN証券株式会社が、関連企業の買受けのあっせん業の一環として今回の資金調達のアレンジャー業務を担当しました。EVOLUTION JAPAN証券株式会社は英国領ヴァージン諸島に所在するタイガー・イン・エンタープライズ・リミテッド(Craigmuir Chambers, PO Box 71, Road Town, Tortola VG1110, British Virgin Islands 代表取締役 マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム)の100%子会社であります。

(注) 本新株予約権に係る割当は、日本証券業協会会員であるEVOLUTION JAPAN証券株式会社の斡旋を受けて、割当予定先に対して行われるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」(自主規制規則)の適用を受けて募集が行われるものです。

(3)割当予定先の保有方針及び行使制限措置

割当予定先は、純投資を目的としており、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、保有先の株価推移により適宜判断の上、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式につきましては、基本的にマーケットへの影響を勘案しながら市場内で売却するものの、ブロックトレード相手が見つかった場合には市場外で直接売却していく方針である旨を口頭にて確認しております。

また、当社と割当予定先は、下記の内容を含む本買取契約を締結します。

(ア) 当社は、取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項、同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取

得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当社は当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使(以下「制限超過行使」といいます。)を行わないこと。

- (イ) 割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当する本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使に当たっては、あらかじめ当社に対し、当該本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと。
- (ウ) 割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社の間で制限超過行使に係る義務を負うことを約束させ、また譲渡先となる者が更に第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の義務を承継すべき旨を約束させること。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先の保有財産の裏付けとなる複数のプライム・ブローカーの2020年4月30日時点における現金・有価証券等の資産から借入等の負債を控除した純資産の残高報告書を確認しており、払込期日において本新株予約権の払込金額(発行価額)の総額の払込みに要する資金は充分であると判断しております。

なお、本新株予約権の行使に当たっては、割当予定先は、基本的に新株予約権の行使を行い、行使により取得した株式を売却することにより資金を回収するという行為を繰り返して行うことが予定されているため、一時に大量の資金が必要になることはないこと、また、各本新株予約権の行使時期は重ならない想定であることから、割当予定先は本新株予約権の行使に当たっても十分な資金を有していると判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約

本新株予約権の発行に伴い、当社代表取締役社長であり、大株主である関戸正実は、その保有する当社普通株式について、割当予定先への貸株(貸借株数: 300,000株、貸株期間: 2020年5月27日~2025年6月30日、貸株利率: 1.2%)を行う予定です。

割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式の数量の範囲内で、ヘッジ目的で行う売付け以外の目的のために売却その他処分しないものとする旨、上記貸主との貸株契約書にて定めております。

8. 大株主及び持株比率

株主名	持株比率(%)
関戸 正実	23.15
有限会社関戸興産	17.44
関戸 薫子	8.37
宝天大同	2.03
株式会社SBI証券	2.01
株式会社みずほ銀行	1.90
株式会社オークファン	1.45
播磨 利彰	1.26
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	1.19
佐藤 泰司	1.16

- (注)
1. 割当前の「持株比率」は、2020年3月20日時点の株主名簿に基づき記載しております。
 2. 割当予定先の本新株予約権の保有目的は投資目的のことであり、割当予定先は、本新株予約権の行使により取得した当社普通株式を売却する可能性があるとのことです。したがって、割当予定先による本新株予約権行使後の当社普通株式の長期保有は約されておりませんので、割当後の「持株比率」の記載はしていません。
 3. 持株比率は、小数点第3位を四捨五入しております。

9. 今後の見通し

本新株予約権の発行及び行使により調達した資金を、上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定

時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することによって、一層の事業拡大、収益向上及び財務基盤の強化につながるものと考えております。

10. 企業行動規範上の手続に関する事項

本第三者割当により、希薄化率が 25%以上となることから、取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に基づき、①経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手又は②当該割当に係る株主総会決議などによる株主の意思確認手続のいずれかが必要となります。

そこで、当社は、「6. 発行条件等の合理性（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載する経営者から一定程度独立した者として、当社と利害関係のない社外有識者である加本亘弁護士（ホーガン・ロヴェルズ法律事務所）、小手川大助氏（当社社外取締役）及び田中涉吾氏（当社社外監査役）の 3 名によって構成される第三者委員会（以下「本第三者委員会」といいます。）を設置し、本件通知を開示するとともに、当社の見解についても説明をした上で、本第三者割当の必要性及び相当性に関する客観的な意見を求め、以下の内容の意見書を 2020 年 5 月 27 日に入手しております。なお、本第三者委員会の意見の概要は以下のとおりです。

（本第三者委員会の意見の概要）

1 結論

本件第三者割当について、必要性及び相当性が認められると料します。

2 理由

（1）必要性

発行会社から提供された情報によれば、新型コロナウイルスの感染拡大に伴って、一時的に 14 店舗中 8 店舗が休業を余儀なくされ、現時点においても営業を継続する全店舗について営業時間の短縮措置をとっており、発行会社においては当面の売上減少及び運転資金の不足という事態に直面しています。このような状況下で発行会社が企業として存続するためには、資金調達により運転資金を確保する必要性が増大しているとのことです。更に、発行会社の「中期経営計画」で示されたファッション事業、美容事業、人材事業の「収益の三本柱」における業績の改善を実現するため、具体的には、①基幹システムのリプレイス及び美容事業の事業部化への対応、②EC 本店サイトの改修費用、③美容事業拡大のための事業資金の資金を確保する必要があります。①については、現行の基幹システムは 2011 年から稼働しているところ、コスト面や効率面からパフォーマンスが非常に低下しており、部分的なカスタマイズや運用ではカバーしきれなくなりつつあるということです。②については、自社サイトを通じた販売が発行会社の主力事業の一つとして成長してきたことを踏まえて、さらなる収益拡大のために顧客に評価されるコンテンツやスマートフォン用の独自のアプリと連携するための改修、これらに付随するアプリの作成を必要としているとのことです。③の美容事業は、韓国の L&P Cosmetic Co., Ltd の関係会社である株式会社 L&K との業務提携を機に育成と強化を目指しており、その業績拡大に伴って、仕入決済のサイトと卸売先からの回収サイトの調整のために運転資金が具体的に必要な状況とのことです。

これらのために必要とされる具体的な資金需要は、資金使途記載のとおりとのことであり、合計約 9.1 億円の資金調達が必要とする発行会社の説明に関して、特に異論はなく、資金調達の必要性は認められると考えます。

（2）相当性

（ア）他の資金調達手段との比較

発行会社によれば、他の資金調達手段に関して、新株発行（公募増資、第三者割当、株主割当）、CB 発行（行使価額が固定された転換社債、MSCB）、ライツ・イシュー（新株予約権無償割当）、行使価額が固定された新株予約権の発行、借入（社債発行も含む。）について検討されたとのことです。そして、新株発行のうち公募増資や第三者割当については株価に与える影響が大きいことから妥当でないと考えており、株主割当については今回の割当先の参加率も不透明となって資金調達の確実性が十分でないことから妥当でないと考えたとのことです。CB のうち MSCB については発行される株式数が確定しないために株価に対する影響が大きいことをデメリットと考えており、行使価額が固定された転換社債について

は一般的に転換時期が投資家側に委ねられていて当社側でコントロールしにくい点をもって本件のスキームのほうが望ましいと考えたとのことです。ライツ・イシューについて、コミットメント型は一般的に日本における実績がないこと、ノンコミットメント型は発行会社が過去2年間で経常赤字を計上しており利用できないことから選択肢にはならなかったとのことです。行使価額の固定された新株予約権については行使が確実になされるとはいえないことで資金調達の実現性が十分でないと言えることと、ボラティリティの高い現状において適切な行使価額を決定できないということから選択肢にならないということです。借入や社債といったデットによる資金調達は発行会社の財務状況に照らして現実的には利用できないということです。発行会社は以上を検討した上で本件の新株予約権による資金調達を選択したということであり、本第三者委員会は、そのような経営判断には合理性があると考えます。

(イ) 割当先について

本件割当先について、過去に第2回新株予約権及び第3回新株予約権を発行してスムーズに行使完了して資金調達の目的を達成したという実績があることや、純投資を目的としており発行会社普通株式を長期間保有する意思を有していないことから、特に問題ないと考えます。また外部機関に依頼した調査によっても、反社会的勢力と関係がないことが確認されており、割当先が保有する資産の状況も残高報告書の提出を受けることで確認しており、特に問題ないと考えます。

以上から、本第三者委員会としては、本件割当先の相当性に問題ないと考えます。

(ウ) 発行条件について

発行条件のうち発行価額の相当性を検討するため、本第三者委員会は、第三者評価機関たる株式会社赤坂国際会計に評価額の算出を依頼し、同社が作成した評価書を検討し、同社担当者に対して質疑応答を行いました。その結果、本第三者委員会は、評価額について特に問題ないと考えており、本件における評価額は発行価額と同額であるので、発行価額についても問題がないと考えます。さらに発行価額以外の発行条件に関しても、本第三者委員会に置いて検討し、特に問題を見出しておりません。

したがって、本第三者委員会は、発行条件の相当性について問題ないと考えます。

(エ) 希薄化について

発行会社の既存株主は本件第三者割当により持株比率の希薄化という不利益を被ることになります。しかしながら、中期経営計画で既に示されているとおり、発行会社の企業価値を向上させるためには、ファッション事業、美容事業、人材事業の「収益の三本柱」における業績を改善させることが必要であり、そのためには上記「(1) 必要性」に記載した具体的対応が必要で、そのための資金が必要になるという発行会社の説明に合理性を見出しております。そのうえ、発行会社は、現在のコロナウイルスの感染拡大による売上減少という状況に直面しており、当初計画されていた以上の資金が必要となることも容易に理解できます。以上を考えると、本第三者委員会は、本件第三者割当について、既存株主における希薄化という不利益を上回るメリットがあると考えており、この観点からも相当性が認められると史料します。

以上のとおり、本第三者委員会からは、本新株予約権の発行につき、必要性及び相当性が認められるとの意見が得られております。そして本日付の取締役会決議において、本第三者委員会の上記意見を参考に十分に討議・検討した結果、既存株主への影響を勘案しましても、本新株予約権の発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的であると判断いたしました。

※ 当社と加本互弁護士との間には顧問契約を含め、一切取引をした事実はなく、独立性は確保されています。また、小手川大助氏及び田中涉吾氏は、当社社外役員であり、その他には一切の取引をした事実はなく、独立性は確保されています。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 提出会社の最近3年間の業績

決算期	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期
売上高(千円)	8,386,149	7,516,588	6,620,345
営業利益(千円)	87,160	△107,060	△379,823
経常利益(千円)	39,631	△147,312	△410,200
当期純利益(千円)	50,844	△186,885	△578,371
1株当たり当期純利益(円)	33.09	△112.10	△338.70
1株当たり配当金(円)	-	-	-
1株当たり純資産額(円)	592.22	482.81	149.92

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(2020年3月20日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	1,720,428株	100%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	-	-
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	-	-
上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	-	-

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期
始 値	940円	900円	564円
高 値	1,160円	1,120円	1,997円
安 値	750円	376円	201円
終 値	880円	584円	242円

(注) 1. 当社は、2018年9月21日を効力発生日として、10株を1株とする株式併合を行っており、調整後の株価を記載しています。

② 最近6ヶ月間の状況

	2019年 12月	2020年 1月	2月	3月	4月	5月
始 値	619円	677円	551円	459円	235円	353円
高 値	753円	683円	591円	473円	424円	497円
安 値	543円	561円	458円	201円	235円	326円
終 値	667円	568円	458円	242円	329円	431円

(注) 1. 2020年5月の株価については、2020年5月26日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2020年5月26日
始 値	466 円
高 値	472 円
安 値	420 円
終 値	431 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

第三者割当により発行される第2回新株予約権（行使価額修正条項付）・第3回新株予約権

割 当 日	2017年6月14日
発行新株予約権数	3,000,000 個 (第2回新株予約権：2,000,000 個、第3回新株予約権：1,000,000 個)
発 行 価 額	総額880,000 円 (第2回新株予約権1個当たり0.28 円、第3回新株予約権1個当たり0.32 円)
発行時における 調達予定資金の額 (差引手取概算額)	235,880,000 円
割 当 先	第2回新株予約権 EVO FUND (エボ ファンド) 第3回新株予約権 EVO FUND (エボ ファンド)、株式会社オークファン、株式 会社プレイ・ホールディングス
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 総 数	14,204,289 株
当該募集による 潜在株式数	3,000,000 株(新株予約権1個につき1株) (第2回新株予約権：2,000,000 個、第3回新株予約権：1,000,000 個)
現時点における行使状況	行使済株式数：3,000,000 株
現時点における調達した 資金の額 (差引手取概算額)	236,700,000 円
発行時における 支出予定時期	①在庫回転率の向上に資する商品分析及び在庫管理システム改修費用：2017 年 6月～2017年12月 ②リユース品販売店舗拡大のための改装費用：2017年6月～2018年4月 ③EC本店サイトの改修費用：2018年6月～2018年12月 ④顧客管理システムの改修費用：2018年6月～2018年12月 ⑤リユース事業拡大に伴う商材調達資金：2017年6月～2018年4月
現時点における 充 当 状 況	以下とおり全額充当済みです。 ①システム改修及び運用費用に53百万円 ②リユース品販売店舗拡大のための改装費用等に43百万円 ③EC本店システム改修及び運用費用に36百万円 ④顧客管理システム改修及び運用費用に34百万円 ⑤リユース事業拡大に伴う商材調達に70百万円

(注) 1. 当社は、2018年9月21日を効力発生日として、10株を1株とする株式併合を行っています。

12. 発行要項
別紙参照

(別紙)

**株式会社セキド第4回新株予約権
発行要項**

1. 新株予約権の名称 株式会社セキド第4回新株予約権
(以下、「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 1,102,050 円
3. 申込期日 2020年6月12日
4. 割当日及び払込期日 2020年6月12日
5. 募集の方法 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を EVO FUND に割当てて。
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
 - (2) 本新株予約権の目的である株式の総数は 790,000 株(本新株予約権 1 個当たり 1 株(以下、「割当株式数」という。))とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。
7. 本新株予約権の総数 790,000 個
8. 各本新株予約権の払込金額 1 個当たり金 1,395 円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより 1 円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付(当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。)する場合における株式 1 株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、当初、388 円とする。
10. 行使価額の修正
 - (1) 行使価額は、2020年6月15日に初回の修正がされ、以後 1 価格算定日(以下に定義する。)が経過する毎に修正される。価格算定日とは、株式会社東京証券取引所(以下、「取引所」という。)において売買立会が行われる日(以下、「取引日」という。)をいう。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日(当日を含む。)の翌取引日(以下、「修正日」という。)における当社普通株式の普通取引の終値の 90%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた額(以下、「基準行使価額」という。但し、当該金額が下限行使価額(以下に定義する。)を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。また、いずれかの価格算定日に第 11 項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整される。
 - (2) 「下限行使価額」は、当初 216 円とする。下限行使価額は第 11 項の規定を準用して調整される。
11. 行使価額の調整
 - (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める

算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}} \right)}{1}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。
- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 本号①乃至③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①乃至③の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \frac{\text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}}{1}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
- ① 1円未満の端数を切り上げる。
 - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付で終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 - ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。
- (7) 第10項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前の行使価額、修正又は調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号⑤の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。
12. 本新株予約権の行使期間
2020年6月15日(当日を含む。)から2025年6月15日(当日を含む。)までとする。
13. その他の本新株予約権の行使の条件
本新株予約権の一部行使はできない。
14. 新株予約権の取得事由
当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議し、本新株予約権者がこれに書面により合意した場合は、当社取締役会が定めた本新株予約権を取得する日(以下、「取得日」という。)の2週間以上前に本新株予約権者に通知する事により、本新株予約権1個当たり1.395円の価額(対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。)で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得する事が出来る。本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
15. 新株予約権証券の発行
当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。
16. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果

1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

17. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、第12項に定める行使期間中に第19項記載の行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項を通知しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、前号の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第19項記載の行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額(行使請求に必要な事項の通知と同日付で第10項に定める行使価額の修正が行われる場合には、当該修正後の行使価額に基づき算定される金額とする。)が前号に定める口座に入金された日に発生する。

18. 株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

19. 行使請求受付場所 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

20. 払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 八王子支店

21. 新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権及び本新株予約権に係る第三者割当の買取契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を1.395円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は第9項記載のとおりとする。

22. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けるものとする。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従うものとする。

23. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

24. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

株式会社セキド第5回新株予約権

発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社セキド第5回新株予約権
(以下、「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金1,063,340円
3. 申込期日 2020年6月12日
4. 割当日及び払込期日 2020年6月12日
5. 募集の方法 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をEVO FUNDに割当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
 - (2) 本新株予約権の目的である株式の総数は790,000株(本新株予約権1個当たり1株(以下、「割当株式数」という。))とする。
なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率
その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。
7. 本新株予約権の総数 790,000個
8. 各本新株予約権の払込金額 1個当たり金1,346円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付(当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。)する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、当初、388円とする。
10. 行使価額の修正
 - (1) 行使価額は、2020年6月15日に初回の修正がされ、以後1価格算定日(以下に定義する。)が経過する毎に修正される。価格算定日とは、株式会社東京証券取引所(以下、「取引所」という。)において売買立会が行われる日(以下、「取引日」という。)をいう。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日(当日を含む。)の翌取引日(以下、「修正日」という。)における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた額(以下、「基準行使価額」という。但し、当該金額が下限行使価額(以下に定義する。)を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。また、いずれかの価格算定日に第11項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整される。
 - (2) 「下限行使価額」は、当初216円とする。下限行使価額は第11項の規定を準用して調整される。
11. 行使価額の調整
 - (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}} \right)}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。
- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 本号①乃至③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①乃至③の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日まで本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満に

とどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
- ① 1円未満の端数を切り上げる。
 - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付で終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 - ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。
- (7) 第10項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前の行使価額、修正又は調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号⑤の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権の行使期間

2020年6月15日(当日を含む。)から2025年6月15日(当日を含む。)までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の一部行使はできない。

14. 新株予約権の取得事由

当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、当社取締役会が定めた本新株予約権を取得する日(以下、「取得日」という。)の2週間以上前に本新株予約権者に通知する事により、本新株予約権1個当たり1.346円の価額(対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。)で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得する事が出来る。本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

15. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

16. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から

増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

17. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、第 12 項に定める行使期間中に第 19 項記載の行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項を通知しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、前号の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第 20 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 19 項記載の行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額(行使請求に必要な事項の通知と同日付で第 10 項に定める行使価額の修正が行われる場合には、当該修正後の行使価額に基づき算定される金額とする。)が前号に定める口座に入金された日に発生する。

18. 株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

19. 行使請求受付場所 　　みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

20. 払込取扱場所 　　株式会社みずほ銀行 八王子支店

21. 新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権及び本新株予約権に係る第三者割当の買取契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を 1.346 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は第 9 項記載のとおりとする。

22. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けるものとする。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従うものとする。

23. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号

24. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

株式会社セキド第6回新株予約権

発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社セキド第6回新株予約権
(以下、「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 970,910 円
3. 申込期日 2020年6月12日
4. 割当日及び払込期日 2020年6月12日
5. 募集の方法 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を EVO FUND に割当てて。
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
 - (2) 本新株予約権の目的である株式の総数は 790,000 株(本新株予約権 1 個当たり 1 株(以下、「割当株式数」という。))とする。
なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。
7. 本新株予約権の総数 790,000 個
8. 各本新株予約権の払込金額 1 個当たり金 1.229 円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより 1 円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付(当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。)する場合における株式 1 株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、当初、388 円とする。
10. 行使価額の修正
 - (1) 行使価額は、2020年6月15日に初回の修正がされ、以後 1 価格算定日(以下に定義する。)が経過する毎に修正される。価格算定日とは、株式会社東京証券取引所(以下、「取引所」という。)において売買立会が行われる日(以下、「取引日」という。)をいう。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日(当日を含む。)の翌取引日(以下、「修正日」という。)における当社普通株式の普通取引の終値の 90%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた額(以下、「基準行使価額」という。但し、当該金額が下限行使価額(以下に定義する。)を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。また、いずれかの価格算定日に第 11 項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整される。
 - (2) 「下限行使価額」は、当初 216 円とする。下限行使価額は第 11 項の規定を準用して調整される。
11. 行使価額の調整
 - (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}} \right)}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。
- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 本号①乃至③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①乃至③の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満に

とどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
- ① 1円未満の端数を切り上げる。
 - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付で終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 - ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。
- (7) 第10項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前の行使価額、修正又は調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号⑤の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権の行使期間

2020年6月15日(当日を含む。)から2025年6月15日(当日を含む。)までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の一部行使はできない。

14. 新株予約権の取得事由

当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、当社取締役会が定めた本新株予約権を取得する日(以下、「取得日」という。)の2週間以上前に本新株予約権者に通知する事により、本新株予約権1個当たり1.229円の価額(対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。)で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得する事が出来る。本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

15. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

16. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から

増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

17. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、第12項に定める行使期間中に第 19 項記載の行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項を通知しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、前号の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第 20 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 19 項記載の行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額(行使請求に必要な事項の通知と同日付で第 10 項に定める行使価額の修正が行われる場合には、当該修正後の行使価額に基づき算定される金額とする。)が前号に定める口座に入金された日に発生する。

18. 株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

19. 行使請求受付場所 　　みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

20. 払込取扱場所 　　株式会社みずほ銀行 八王子支店

21. 新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権及び本新株予約権に係る第三者割当の買取契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を 1.229 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は第 9 項記載のとおりとする。

22. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けるものとする。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従うものとする。

23. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号

24. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。